

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第六十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（委託契約書の作成）</p> <p>第一条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（以下「法」とい う。）第三条第一項の規定による収入印紙及び自動車重量税印紙（ 以下「印紙」という。）の売りさばきに関する事務の委託は、あら かじめ、財務大臣（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）と日 本郵便株式会社の代表者（その委任を受けた者を含む。以下「会社 の代表者」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとす る。</p> <p>2 （略）</p> <p>（印紙の交換）</p> <p>第八条 法第三条第六項の規定に基づき収入印紙の交換を請求する者 は、次に掲げる事項を記載した用紙を、当該収入印紙及び収入印紙 の交換手数料とともに、収入印紙を売りさばく会社の営業所に提出 しなければならない。この場合において、当該収入印紙が文書等に 貼り付けられたものであるときは、その状態で提示の上、当該収入 印紙を提出しなければならない。</p> <p>一 交換の請求に係る収入印紙の種類、枚数及び合計金額</p> <p>二 交換を希望する収入印紙の種類、枚数及び合計金額</p> <p>2 法第三条第六項の規定に基づき自動車重量税印紙の交換を請求す る者は、次に掲げる事項を記載した用紙を、当該自動車重量税印紙 及び自動車重量税印紙の交換手数料とともに、自動車重量税印紙を</p>	<p>（委託契約書の作成）</p> <p>第一条 （同上）</p> <p>（印紙の交換）</p> <p>第八条 法第三条第六項の規定に基づき収入印紙の交換を請求する者 は、次に掲げる事項を記載した用紙を、当該収入印紙及び収入印紙 の交換手数料とともに、会社の営業所に提出しなければならない。 この場合において、当該収入印紙が文書等にはり付けられたもので あるときは、その状態で提示の上、当該収入印紙を提出しなければ ならない。</p> <p>一 交換の請求に係る収入印紙の種類、枚数及び合計金額</p> <p>二 交換を希望する収入印紙の種類、枚数及び合計金額</p>

売りさばく会社の営業所に提出しなければならない。この場合において、当該自動車重量税印紙が文書等に貼り付けられたものであるときは、その状態で提示の上、当該自動車重量税印紙を提出しなければならない。

一 交換の請求に係る自動車重量税印紙の種類、枚数及び合計金額

二 交換を希望する自動車重量税印紙の種類、枚数及び合計金額

3 前二項の交換の請求があった場合において、当該請求に係る印紙が租税又は国の歳入金納付に用いられた疑いがあるときは、これを交換しないものとする。

(交換手数料)

第九条 印紙の交換手数料の額は、交換の請求に係るもの一枚につき五円とする。ただし、交換の請求に係る印紙に表された金額が十円に満たないものである場合には、印紙に表された金額（請求に係るものが二枚以上のときは、その合計額）の半額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の交換手数料は、現金で納付しなければならない。

2 前項第一号の交換の請求があった場合において、当該請求に係る収入印紙が租税又は国の歳入金納付に用いられた疑いがあるときは、これを交換しないものとする。

(交換手数料)

第九条 収入印紙の交換手数料の額は、交換の請求に係るもの一枚につき五円とする。ただし、交換の請求に係る収入印紙に表された金額が十円に満たないものである場合には、収入印紙に表された金額（請求に係るものが二枚以上のときは、その合計額）の半額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の交換手数料は、現金で納付しなければならない。